

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「(仮称)八幡岳風力発電事業環境影響評価準備書」に対する勧告について

平成29年12月25日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称)八幡岳風力発電事業環境影響評価準備書」について、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、青森県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 青森県上北郡七戸町及び十和田市
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出力 : 最大51,000kW(3,400kW級×15基設置)

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成27年 8月 4日
環境大臣意見受理	平成27年10月 2日
経済産業大臣意見発出	平成27年10月 9日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成28年 6月29日
住民意見の概要等受理	平成28年 9月 7日
青森県知事意見受理	平成28年12月 7日
経済産業大臣勧告発出	平成28年12月22日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	平成29年 4月20日
住民意見の概要等受理	平成29年 7月 3日
青森県知事意見受理	平成29年10月31日
環境大臣意見受理	平成29年11月 2日
経済産業大臣勧告発出	平成29年12月25日

問合せ先:電力安全課 高須賀、岡田
電話:03-3501-1742(直通)

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「（仮称）八幡岳風力発電事業環境影響評価準備書」に対する勧告について

1. 総論

（1）評価書の作成について

本事業者は、本事業に係る「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号）」による改正の施行前の「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」第6条の規定に基づく設備認定を受けており、当該認定を受けた事業内容が現時点での現実的な計画であるとしているが、本準備書に記載する総出力は、その計画を大幅に上回っている。

環境影響評価に当たっては、より大きな環境影響を想定して調査、予測及び評価する面があるが、的確な環境保全措置の実施のためには、可能な限り実態に即した図書を作成することが重要であることから、評価書の作成に当たっては、実態に即した内容とした上で、調査、予測及び評価並びにそれに基づく環境保全措置等を適切に評価書に記載すること。

また、事業内容を変更する場合には、環境影響を回避又は低減するための十分な検討を行い、その経緯を適切に評価書に記載すること。

（2）事後調査等について

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

- ① 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- ② 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュール及び方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- ③ 事後調査、環境監視等により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

(1) 景観に対する影響

対象事業実施区域の西側に位置する「雛岳」及び「高田大岳」は、十和田八幡平国立公園の特別保護地区に指定されており、国立公園の利用施設計画においても山頂部に向けた歩道が整備され、雛岳等の山頂部からの眺望は四方に開けていることから、風力発電設備の設置により、雛岳等から八幡岳を含む麓を俯瞰する眺望景観に対して影響が懸念される。

このため、主な眺望点として「雛岳」及び「高田大岳」を追加するとともに、専門家等からの助言を踏まえて、スカイラインの切断及び山腹への介在等風力発電設備による雛岳等からの眺望景観に対する影響について、再度、調査、予測及び評価を行うこと。また、当該調査、予測及び評価の結果を踏まえ、風力発電設備の基数削減、配置の変更及び機種を選定等の環境保全措置を講ずることにより、眺望景観に対する影響を回避又は極力低減すること。

環境保全措置の検討及び実施に当たっては、専門家等からの助言を踏まえるとともに、管理者及び利用者等の意見を踏まえるよう努めること。

(2) 地形の改変に係る環境影響

本事業の工事計画では、風力発電設備の設置及び工事用・管理用道路の新設により大きな改変が行われる箇所があり、また、対象事業実施区域の一部が「森林法（昭和26年法律第249号）」に基づく水源かん養保安林及び「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例（平成13年青森県条例第71号）」に基づく高瀬川流域保全区域及び奥入瀬川流域保全区域に指定されていることから、土地の改変に伴う土砂流出による水環境及び生態系等への影響が懸念される。このため、風力発電設備の設置及び工事用・管理用道路に関する工事計画を適切に見直すことにより、切土量及び盛土量の最小化を図るとともに、可能な限りこれら区域の地形の改変を回避すること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を環境影響評価書に記載すること。